**平成２４年（フ）第３４３号**
岩手県紫波郡紫波町中島字落合64番地９　田中館アパート１階
債務者　小笠原敏孝
１　決定年月日時　平成25年１月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平本丈之亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月17日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第７２０号**
静岡県島田市伊太1282番地
債務者　市川　建一
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　雅大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３８０号**
岐阜市三田洞東２丁目18番２―102号、住民票上の住所岐阜市粟野東３丁目574番地２
債務者　フェイスオートことＣＬＵＢ　ＣＨＡＰＥＬこと　三輪　勝己
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺本和佳子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第５０６号**
岐阜市沖ノ橋町３丁目12番地
債務者　國枝　在香
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永田　　忍
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第８８号**
高知県四万十市具同田黒２丁目15番18号
債務者　眞屋　睦子
１　決定年月日時　平成25年１月16日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松岡　章雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
高知地方裁判所中村支部

**平成２４年（フ）第８９号**
高知県四万十市具同田黒２丁目15番18号
債務者　眞屋　政夫
１　決定年月日時　平成25年１月16日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松岡　章雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
高知地方裁判所中村支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２４年（フ）第７７号**
秋田県湯沢市二井田字長瀞111番地３
債務者　柿崎　拓也
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
秋田地方裁判所横手支部

**平成２４年（フ）第２０５号**
群馬県太田市藤阿久町321―４　アイリス１―３、住民票上の住所茨城県坂東市生子3406番地２
債務者　山口　泰子
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２４年（フ）第５７号**
広島県庄原市平和町746番地２
債務者　桝岡　和恵
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
広島地方裁判所三次支部

**平成２４年（フ）第７３５号**
埼玉県越谷市蒲生寿町３番29号　ドリームハイツ202号
債務者　飯高　範夫
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第１１７７号**
千葉市若葉区都賀５丁目22番２号　ドリームタウンＢ棟203号
債務者　稲原かおる
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第４１号**
千葉県香取郡神崎町神崎本宿1122番地１
債務者　五十嵐高志
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所佐原支部

**平成２４年（フ）第２３９８号**
愛知県春日井市月見町55番地　月見壱番館３Ｃ号
債務者　中野　梨紗（旧姓西本）
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第５２３号**
愛知県碧南市西浜町４丁目57番地
債務者　岡田紀己広
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第１０１号**
岡山県倉敷市加須山500番地
債務者　佐々木良江
１　決定年月日時　平成25年１月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２４年（フ）第２９５号**
岡山県倉敷市中島1477番地９　福山通運Ｂ―202
債務者　福本　勇二
１　決定年月日時　平成25年１月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２４年（フ）第４４３号**
高知県土佐市宇佐町宇佐954番地１　宇佐中２号団地４号
債務者　田村　道明
１　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
高知地方裁判所破産係